

株 主 各 位

東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号

日清紡ホールディングス株式会社

取締役社長 河 田 正 也

第 175 回 定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第175回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第175期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第175期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）計算書類報告の件

本件は、上記の内容を報告しました。

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決され、当社は事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までと定めているところ、当社グループ内で決算期を統一することで、グローバルな事業運営の効率化および経営情報の適時・的確な開示による経営の透明性の向上を図るため、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更すべく、現行定款第11条、第12条、第35条および第37条に所要の変更を行い、また事業年度の変更に伴い、第176期事業年度は、2018年4月1日から2018年12月31日までの9か月間となるため、経過措置として附則を設けました。

変更の内容につきましては、後記「定款一部変更についてのご案内」をご参照ください。

第2号議案 取締役10名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、取締役に河田正也、村上雅洋、荒 健次、小倉 良、奥川隆祥、西原孝治、秋山智史、松田 昇、清水啓典、藤野しのぶの10氏が選任され、それぞれ就任しました。なお、秋山智史、松田 昇、清水啓典、藤野しのぶの各氏は社外取締役です。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、補欠の社外監査役に山下 淳氏が選任されました。

第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

本件は、原案のとおり承認可決され、当社の取締役（社外取締役を除く。）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、各事業年度において一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式を年額4,000万円以内、総数50,000株を上限として、割り当てることが決定されました。

以 上

本総会終了後開催の取締役会において代表取締役および役付取締役が選定され、それぞれ就任しました。

この結果、当社の取締役、監査役および執行役員の新体制は次のとおりとなりました。

代表取締役社長	河田正也	監査役	川上洋
代表取締役副社長	村上雅洋	監査役	真鍋志朗
取締役専務執行役員	荒健次	常務執行役員	木島利裕
取締役常務執行役員	小倉良	常務執行役員	馬場一訓
取締役常務執行役員	奥川隆祥	執行役員	石坂明寛
取締役常務執行役員	西原孝治	執行役員	杉山誠
取締役	秋山智史	執行役員	石井靖二
取締役	松田昇	執行役員	増田敏浩
取締役	清水啓典	執行役員	塚谷修示
取締役	藤野しのぶ	執行役員	亀井明弘
常勤監査役	藤原洋一		
常勤監査役	大本巧		

(注) 1. 取締役 秋山智史、松田 昇、清水啓典、藤野しのぶの各氏は社外取締役です。

2. 監査役 川上 洋、真鍋志朗の両氏は社外監査役です。

期末配当金のお支払いについて

第175期期末配当金につきましては、2018年6月6日付で期末配当金に関する重要書類をお送りし、6月7日よりお支払いを開始しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、「期末配当金領収証」の払い渡しの期間は2018年7月6日までとなりますので、ご留意ください。

以 上

定款一部変更についてのご案内

定款変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更箇所を示します。)

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p>(基準日) 第11条 当社における定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3</u>月31日とする。 2. 【記載省略】</p> <p>(招集) 第12条 当社の定時株主総会は毎年<u>6</u>月に招集する。 2. 【記載省略】</p> <p>(事業年度) 第35条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3</u>月31日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>9</u>月30日とする。 3. 【記載省略】</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p>	<p>(基準日) 第11条 当社における定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。 2. 【現行どおり】</p> <p>(招集) 第12条 当社の定時株主総会は毎年<u>3</u>月に招集する。 2. 【現行どおり】</p> <p>(事業年度) 第35条 当社の事業年度は毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>6</u>月30日とする。 3. 【現行どおり】</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;"><u>(第176期事業年度の期間)</u></p> <p>第1条 第35条の規定にかかわらず、第176期事業年度は、2018年4月1日から2018年12月31日までの9か月とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(第176期事業年度の中間配当の基準日)</u></p> <p>第2条 第37条第2項の規定にかかわらず、第176期事業年度の中間配当の基準日は、2018年9月30日とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(附則の有効期間)</u></p> <p>第3条 前二条及び本条は、2018年12月31日まで有効とし、同日の経過をもって削除する。</p>

以 上